

戸籍の届出・住民異動・各種証明書等

間☞市民課市民係 ☎52-0280

戸籍の届出

戸籍は、出生から死亡までの個人の身分関係を登録し、 証明する大切なものです。出生届、婚姻届、離婚届、死 亡届など戸籍の届出に、それぞれお持ちいただく物や手 続きの内容が異なりますのでご注意ください。

また、戸籍の届出は、土曜・日曜・祝日等の市役所閉庁日も地下(警備員室)窓口で受付けていますが、後日お越しいただく場合がありますのでご注意ください。 ※届書への押印は任意となりました。

■出生届

届出地	父母の本籍地・所在地(住所地だけではなく居所や 一時滞在地も含まれる)、出生地のいずれかの市町 村で届出できます。
届出人	出生したお子さんの父か母(届出義務者とその順位 が定められています。)
届出期間	生まれてから14日以内(生まれた日も含めて) ※期間の末日が、日曜その他の休日又は届出市町村 の休日に当たる時は、該当日の翌日が届出等の期 間の末日となります。
持ち物	□出生証明書 □母子健康手帳

婚姻届

届出地	夫又は妻となる者の本籍地、届出人の所在地(住所地だけではなく居所や一時滞在地も含まれる)いずれかの市町村で届出できます。
届出人	夫・妻となる者
届出期間	特に定めはありません。届出を受理した日から、法 律上の効力が発生します。
持ち物	□戸籍謄本(本籍地が塩尻市の方は必要ありません) □届出人の運転免許証等の身分証明書 ※成人の証人2名の署名が必要です。 ※未成年は、親の同意が必要です。

■離婚届(協議離婚)

届出地	夫婦の本籍地、届出人の所在地(住所地だけではなく居所や一時滞在地も含まれる)のいずれかの市町 村
届出人	夫と妻
届出期間	特に定めはありません。届出を受理した日から、法 律上の効力が発生します。
持ち物	□戸籍謄本(本籍地が塩尻市の方は必要ありません) □届出人の運転免許証等の身分証明書 ※成人の証人2名の署名が必要です。

■死亡届

届出地	死亡者の本籍地、届出人の所在地(住所地だけでは なく居所や一時滞在地も含まれる)、死亡地のいず れかの市町村	
届出人	(届出義務者) ①同居の親族 ※近親者が届出人となることをおすすめします。 ②その他の同居者 ③家主・地主又は家屋もしくは土地の管理人 (届出資格者) ①同居していない親族 ※親族のほか、「後見人」、「保佐人」等も届出資格 があります。	
届出期間	死亡の事実を知った日から7日以内(外国で死亡があったときは、その事実を知った日から3か月以内)※期間の末日が、日曜その他の休日又は届出市町村の休日に当たる時は、該当日の翌日が届出等の期間の末日となります。	
持ち物	□死亡診断書 □火葬許可証発行手数料(300円) □斎場使用料(塩尻市斎場をご利用の場合)	

住民異動

■転入届

■本人又は同一世帯員(転入先) ●本人がすべての必要な事項を記入した委任状をお持ちの方 □転出証明書(前住所地の市区町村が発行したもの)※ただし、マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合は、原則として紙の転出証明書がありません。 □届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等)□国外からの転入(日本人の方)の場合は、パスポート、戸籍謄本及び戸籍の附票□マイナンバーカード・住民基本台帳カード(お持ちの方は手続きにより継続利用ができます。)□外国人住民の方は、全員の在留カード等(裏面に新住所を記載します。)及びパスポート□外国人住民の方で、世帯主が外国人住民の場合、続柄が変更となる時は続柄を証する文書(訳文必要)		
※ただし、マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合は、原則として紙の転出証明書がありません。 □届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等) □国外からの転入(日本人の方)の場合は、パスポート、戸籍謄本及び戸籍の附票 □マイナンバーカード・住民基本台帳カード(お持ちの方は手続きにより継続利用ができます。) □外国人住民の方は、全員の在留カード等(裏面に新住所を記載します。)及びパスポート □外国人住民の方で、世帯主が外国人住民の場合、続柄が変更となる時は続柄を証する文書(訳文必		●本人がすべての必要な事項を記入した委任状をお
	持ち物	※ただし、マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合は、原則として紙の転出証明書がありません。 □届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等) □国外からの転入(日本人の方)の場合は、パスポート、戸籍謄本及び戸籍の附票 □マイナンバーカード・住民基本台帳カード(お持ちの方は手続きにより継続利用ができます。) □外国人住民の方は、全員の在留カード等(裏面に新住所を記載します。)及びパスポート □外国人住民の方で、世帯主が外国人住民の場合、続柄が変更となる時は続柄を証する文書(訳文必

■転出届

届出が できる方	●本人又は同一世帯員 ●本人がすべての必要な事項を記入した委任状をお 持ちの方
持ち物	□届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等)□国民健康保険証(国保に加入している方)□後期高齢者医療保険証(該当する方)□印鑑登録証(登録がある方)

■転居届

届出ができる方	●本人又は同一世帯員 ●本人がすべての必要な事項を記入した委任状をお 持ちの方
持ち物	□届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等) □国民健康保険証(国保に加入している方) □後期高齢者医療保険証(該当する方) □マイナンバーカード・住民基本台帳カード □外国人の方は、全員の在留カード等(裏面に新住所を記載します)

各種証明書

■戸籍等の請求

戸籍は、日本国民の親族的な身分関係を証明するものです。

●塩尻市に本籍のある方●戸籍に記載されている方又は配偶者、直系の親族 (子、父母、孫、祖父母等)●委任者がすべての必要な事項を記入した委任状を お持ちの方
申請する方の本人確認を行います。 □窓□に来られる方の本人確認ができるもの(運転 免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留 カード等)

●戸籍謄本等の種類及び手数料(1通あたり)

証明書の種類	手数料
戸籍謄本(全部事項証明書)	450円
戸籍抄本(個人事項証明書)	450円
除籍、改製原戸籍(謄本又は抄本)	750円
戸籍の附票(謄本又は抄本)	300円
身分証明書	300円
受理証明書	350円
記載事項証明書 (死亡届など)	350円

■住民票の写し等の請求

住民票は住民の居住関係を証明するものです。氏名、 住所、生年月日、性別、世帯主及び世帯主との続柄、本 籍地及び筆頭者(日本人のみ)等が記載されます。

請求できる人	●本人又は同一世帯の方●本人がすべての必要な事項を記入した委任状をお持ちの方
持ち物	申請する方の本人確認を行います。 □窓□に来られるの本人確認ができるもの(運転免 許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カー ド等)

●住民票の写し等の種類及び手数料(1通あたり)

証明書の種類	手数料
住民票の写し(世帯全員)	300円
住民抄本(個人)	300円
住民票記載事項証明	300円

■印鑑登録・印鑑登録証明書の申請

印鑑登録は、どなたの印鑑かを証明するために、住民 基本台帳に登録されている方おひとりにひとつ登録する ものです。重要な契約などに印鑑登録証明書を添付する ことから、登録がご本人の意思であることの確認を行っ たうえで登録します。

●印鑑登録

_			
	登録が できる方	●塩尻市に住民登録がある方 ※15歳以上であること、成年被後見人でないこと	
	持ち物	□登録したい印鑑 □官公署の発行した身分証明書であって、本人の写真を添付したもの(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど) ※免許証などがない方で、即日登録したい方は保証人(本市に印鑑登録をしている方)が必要です。	
	登録できる印影	●住民票に記載されている「氏名」「氏」「名」で表しているもの ●外国人の場合は「ローマ字表記」のほか「通称名」 「漢字併記名」「氏名のカタカナ表記」も住民票 に記載があれば使用できます。	

●印鑑登録証明書

印鑑登録証を必ず提示してください。登録してある印鑑は必要ありません。印鑑登録証の提示をもって、本人又は代理人の行為とみなしますが、申請書の住所・氏名は正しく記入していただく必要があります。

●印鑑登録・印鑑登録証明書の手数料(1通あたり)

	手数料
印鑑登録	300円
印鑑登録証明書	300円

支所等での申請

地区の支所等でも申請することができます。

	証明書発行		印鑑登録	住民異動	戸籍届出	
	戸籍謄抄本	住民票等	印鑑証明書	中華豆球	住民共勤	一种相山
吉田支所						
広丘支所	0	0	0	0	0	0
楢川支所						
片丘支所						
洗馬支所						
宗賀支所	0	0	0	×	×	×
北小野支所						
塩尻東支所						

	証明書発行		CD分配 2% 公司	住民里動	百籍居出	
	戸籍謄抄本	住民票等	印鑑証明書	「中華豆」	住戊共勤	一种相山
えんぱーく	○ ※ 1	○ ※ 2	0	×	×	×

- ※1 窓□にお越しいただいた「本人」か「同一戸籍の方」の戸 籍謄・抄本(現在戸籍のみ)を発行します
- ※2 窓口にお越しいただいた「本人」か「同一世帯の方」の住 民票の写しを発行します。

●交付時間

各支所	平日のみ (年末年始を除く)	午前8時30分~ 午後5時15分
えんぱーく2階	平日(毎週水曜日と年末年始を除く)	午前9時~午後7時 (水曜日休)
総合受付	土日祝	午前9時~午後5時

コンビニ交付サービス

マイナンバーカードがあれば、ご自分の住民票の写し、住民記載事項証明書、印鑑証明書、戸籍謄抄本などをコンビニエンスストアで取得できます。マイナンバーカードと電子証明書が有効期間内であることが必要です。

●交付時間

午前6時30分~午後11時 (年末年始12月29日~1月3日を除く)

●取得できる店舗

マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエン スストアなど(セブンイレブン・ファミリーマート・ ローソンなど)

カード所有者本人の証明書以外にも、同一世帯の方の 住民票・記載事項証明書、同一戸籍の方の戸籍謄・抄本 (現在戸籍のみ)をお取りいただくことが可能です。

取得できる証明書の種類	手数料
住民票(世帯全員)	300円
住民票の写し(個人)	300円
住民記載事項証明	300円
戸籍謄本(全部事項証明書)※1	450円
戸籍抄本(個人事項証明書)※1	450円
戸籍の附票 ※1	300円
印鑑登録証明書 ※2	300円

- ※1 戸籍は塩尻市に本籍のある方のみ。なお、住所が塩尻市にない方はあらかじめ塩尻市への申請が必要となります(申請は、コンビニエンスストアのマルチコピー機又はご自宅等のパソコンから行えます。)。
- ※2 塩尻市で印鑑登録がある方のみ。

税金

闘☞税務課・債権管理課・市民課 ☎52-0280

■市税の種類と担当

種類	課税の概要	担当課・係	
市民税・県民税 (個人住民税)	個人の前年の所得等に対して所得割と均等割を課税するもので、県民税の課税と収納の事務も市で行います。		
法人市民税	法人の事業年度の所得等に対して法人税割と均等割を課税するもの		
軽自動車税	経自動車等を所有していることに対し課税するもの 税務課市民税係		
市たばこ税	市内で購入されるたばこに対し課税するもの		
鉱産税	市内で採掘される鉱物の価格に対して課税するもの		
入湯税	鉱泉浴場の利用に対し1日あたりで課税するもの		
固定資産税 都市計画税	土地、家屋、償却資産の評価額に対し課税するもの	税務課資産税係	
国民健康保険税	国民健康保険の被保険者の前年の所得等に対して所得割、均等割及び平等割を課税するもの	市民課国保年金係	

[※]各税の詳細は、税額通知書又は市のホームページをご覧ください。

■市税に関する証明

種類		証明内容等	証明手数料	
①納税証明書		市民税・県民税、軽自動車税(種別割)、固定資産税、国 民健康保険税、法人市民税の納税状況	1税目300円	
②軽自動車税(種別	割)納税証明書	軽自動車税(種別割)の納税状況(車検時等に提出します)	無料	
③市・県民税所得記	果税証明書	所得金額、所得控除内容及び課税額	300円	
④営業証明書		法人市民税申告法人の名称、所在地	300円	
⑤固定資産証明書	(無資産証明書)	固定資産がある場合…固定資産の地目・地積・評価額等 固定資産がない場合…課税台帳に登録されていないこと (無資産であること)	300円	
⑥住宅用家屋証明記	臣	家屋が住宅用であること (登録免許税の軽減申請用)	1,300円	
⑦地方税法第422第	条の3通知書	土地・家屋の評価額	無料	
8固定資産評価証明	月書	土地・家屋の1筆1棟別の評価額	1筆又は1棟300円 1筆、1棟増すごとに30円加算	
9固定資産公課証明	月書	土地・家屋の1筆1棟別の評価額、固定資産税額、都市計 画税額	300円	
⑩地籍図の写し		土地の形状及び位置を示す図面	1枚300円	
⑪所有者台帳の閲覧	注 包	土地・家屋の所有者	300円	
⑫課税台帳の写し	(土地·家屋名寄帳)	土地・家屋の評価額等の一覧	300円 同一所有者で2枚目以降50円加算	
⑬完納証明書		市税に未納がないこと	300円	
⑭滞納処分を受けた	こことのない証明書	過去に滞納処分を受けたことがないこと	300円	
	市役所税務課	③~⑩ 8:30~17:15 (±	・日・国民の祝日、年末年始は休)	
	市役所債権管理課	①②③⑭ 8:30~17:15 (土	・日・国民の祝日、年末年始は休)	
交付場所と取扱い	市内各支所	①~⑤、®⑨⑫⑬⑭ 8:30~17:15 (±	・日・国民の祝日、年末年始は休)	
できる証明書の種類	市民交流センター (えんぱーく)	①(個人のみ)②③ 9:00〜19:00 (土・日・祝日〜17:00、水曜日、祝日が水間 いずれも最新年度のみで、本人又は現在市内で同一世帯の新 いては代理人でも発行可)		

[※]一部証明は、郵送による請求も可能です。 詳しくは、市のホームページをご覧ください。

■市税等の納付に関するご相談

ご相談の種類	担当課・係
●口座振替に関すること●コンビニ収納・スマホ決済に関すること●督促・催告に関すること●滞納処分に関すること	債権管理課

■市税以外の主な税の問い合わせ先

種類	お問い合わせ先	
所得税		
消費税、印紙税	 松本税務署	
相続税、贈与税	機械音声案内:0263-32-2790	
法人税、酒税		
法人県民税		
個人事業税、法人事業税	内层周沿吏教证	
自動車税 (種別割・環境性能割)	中信県税事務所 0263-40-1905	
不動産取得税		

■軽自動車等の住所(定置場所)変更・名義変更の手続き

車種	お問い合わせ先・手続き場所(塩尻市管轄)		
●原動機付自転車(125cc以下) ●小型特殊自動車(塩尻市ナンバー)	最寄の市区役所町村役場	塩尻市役所 税務課市民税係	
●小型特殊自動車(松本99ナンバー) ●二輪の小型自動車(250cc超) ●軽二輪車(125cc超~250cc以下)	最寄の運輸支局等	松本自動車検査登録事務所 松本市平田東2-5-10 機械音声案内:050-5540-2043	
●軽四輪車 ●軽三輪	最寄の軽自動車検査協会	軽自動車検査協会 長野事務所 松本支所 松本市平田東2-1-11 機械音声案内:050-3816-1855	